

焦点：政府・東電が封印する株主・貸し手責任、しわ寄せは福島・新潟に

2013年 12月 27日 16:14 JST

【会津若松市／東京 27日 ロイター】-東京電力(9501.T)と原子力損害賠償支援機構が策定した新しい再建計画は27日、株主・貸し手責任に踏み込まない内容で政府に提出された。

ただ、廃炉や除染に投入される国費の上限が不透明なまま、膨張を続ける構造をはらんでいる。その結果、負担増に対する国民の拒否感が高まり、原発事故で補償金を受け取る福島県民など原発事故被害者や原発再稼働にハードルを掲げている新潟県などに、国民の不満の矛先が向かい、国内に対立構図が生まれることを懸念する有識者もいる。

だが、原発再稼働に積極的な安倍晋三政権は、アベノミクスへの国民支持が根強いことを背景に、東電の経営体質や原発問題への批判に対し、新たな対応策を立てる動きをみせていない。その一方で矛盾に満ちた再建計画に政府がお墨付きを与え、「原発復権」の勢いが加速しかねない状況となっている。

<賠償関連の訴訟80件>

東電が政府に提出した「総合特別事業計画」の一義的な目的は、福島第1原発事故の被害を受けた個人や法人への賠償を東電に履行させることだ。昨年5月、政府の認定を受けた現行の総合計画も「親身・親切的な賠償」を掲げ、東電は約1万人の社員と派遣社員を動員して賠償業務を続けてきた。

12月20日現在で、東電の賠償実施額は3兆1142億円(仮払金除く)。政府の原子力賠償支援機構を通じて国から無利子のカネが東電に渡り、同社は将来の収益で返済する。これまでに3.8兆円の支援が決定済み。

だが、賠償をめぐる事故の被害者からは、「親身・親切的な賠償」とはかけ離れた対応だとの批判が、事故発生から2年9カ月が経過しても噴出し続けている。東電によると、今年9月末時点で賠償金をめぐる訴訟案件は約80件に上る。

<筋を通すと被災メーカー社長>

そのうちの1件が、農薬メーカーのアグロカネショウ(4955.T)。昨年12月、原発事故による損害賠償の一部として約1億7300万円の支払いを東電に求める訴えを東京地裁に起こした。

主力工場が原発から1キロ南に位置し、事故後は操業が不可能になった。裁判では外部委託先への生産移転を始めるまでの33日間分の営業逸失利益を主張している。

この訴訟で原告のアグロ社が強調するのは、東電の賠償に対する基本的な姿勢だ。

東電が被害者の損害を賠償するために作成した関係書類一式に含まれる案内冊子では、営業損害の考え方として、人件費など休業中でも発生する費用(固定費)を賠償に含めると明記している。

ところが、実際に東電が記入・提出する用紙には、人件費などを差し引いた金額が損害賠償額の算出対象となる額として明記され、先の冊子で示された基本方針とは違った姿勢が示されている。

アグロ社の代理人を務める村上重俊弁護士は「福島事故の賠償書式の不公正は、1社だけの争点ではない」と裁判の意義を強調する。

アグロ社の榎引博敬社長は「金額としては大きくはないが、筋は通したい」と語る。裁判を担当するアグロ社の井上智広専務は「けさ(12月10日)も東電の人が来ていたが、支援機構の意向を気にして仕事をしているのがありありとわかる。親身・親切的な賠償とはとても言えない」と述べた。

東電側はアグロ社との係争について「訴訟内容についてコメントを差し控えるが、訴訟において請求内容や主張を聞いたうえで真しに対応する」(広報部)とコメントしている。